

障がい者・児歯科診療事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者・児歯科診療事業運営費（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、一般の歯科診療所での診療が困難な障がい者・児の歯科診療の機会を安定的・継続的に確保するため一般社団法人函館歯科医師会の運営事業の一部に補助金を交付することにより、円滑な運営を促し、本市における障がい者・児の歯科診療機会の確保により障がい者・児の健康保持を目的とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金は、一般社団法人函館歯科医師会に対し、前条の実施に要する運営費のうち、次に掲げるものを予算の範囲内で交付する。

(1) 事業運営に係る人件費、事務費等の事業運営経費

(2) その他市長が特に必要と認める経費

2 補助の割合は、対象経費の2分の1とする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。